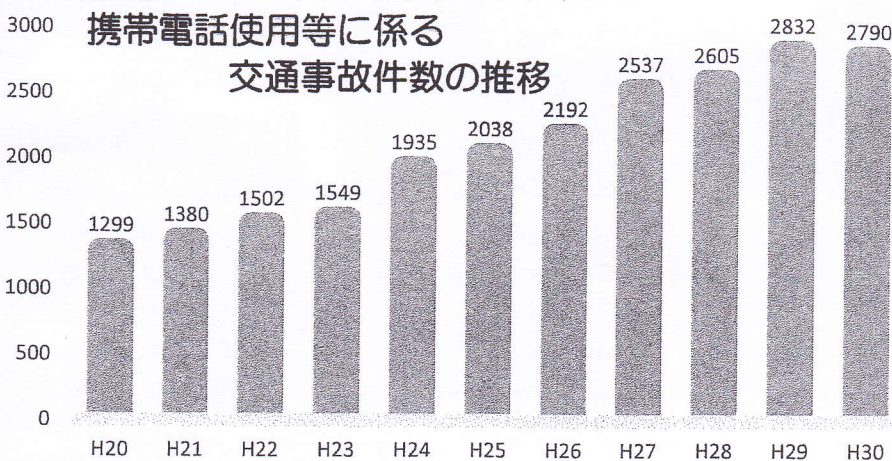




# 「ながら運転」罰則等強化



令和元年12月1日からスマホ・カーナビ等を使用・注視する「ながら運転」の罰則等が引き上げられます。



10年で  
2倍に！！

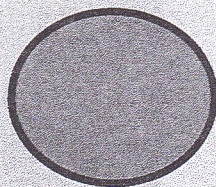


## 【罰則等強化の内容】

	携帯電話使用等（保持）		携帯電話使用等（交通の危険）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
違反点数	1点	3点	2点	6点
反則金	大型車	7,000円	25,000円	12,000円
	普通車	6,000円	18,000円	9,000円
	二輪車	6,000円	15,000円	7,000円
	原付車	5,000円	12,000円	6,000円
交通反則通告制度の対象から除外				

※ 「保持」は、運転中に携帯電話などを手に持って通話したり画像を注視する行為です。

「交通の危険」は、携帯電話などの使用により交通事故を起こしたり、道路交通に具体的な危険を生じさせた場合をいいます。



# 神奈川県警察

「ながら運転」とは・・・

- 携帯電話やスマホなどを手に持って通話しながら
  - 携帯電話やスマホなどを手に持って画像を注視しながら
  - カーナビやカーテレビなどの画面を注視しながら
- 運転する行為です。



## 走行中 これらの行為は違反です！

手に持って  
通話



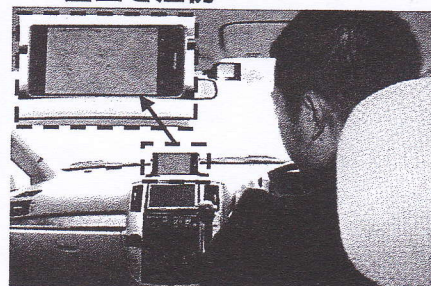
※ 通話に使用する装置は、手に持たなければ送信や受信ができない無線通話装置のことで、携帯電話だけでなくトランシーバーなども含まれます。

手に持って  
画面を注視



※ 注視する装置は、携帯電話やスマホだけでなく、タブレット端末、携帯ゲーム機、音楽プレーヤーなども含まれます。

手に持たずに  
画面を注視



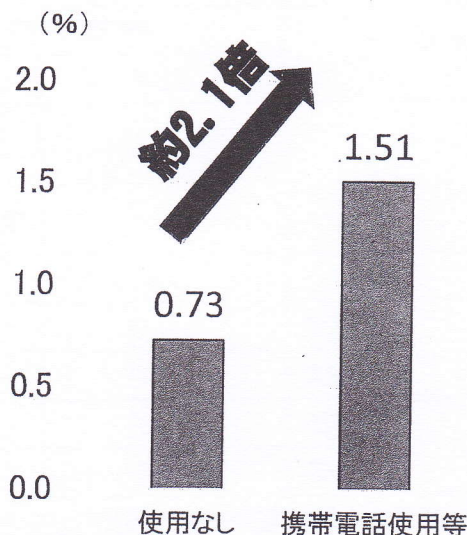
※ 車載のカーナビやカーテレビだけでなく、車内にスマホなどを置いて画面を注視することも含まれます。

ただし、罰則の適用は、交通事故を起こした場合などに限られます。

### 死亡事故率の比較（平成30年中）

※ 全国で発生した人身交通事故のうち、運転者が携帯電話を使用していた事故と使用していなかった事故の死亡事故となった割合を比較  
(使用の有無について調査不能であった事故は除外)

死亡事故  
につながる  
危険な行為です！



### 神奈川県内でも「ながら運転」による重大な交通事故が起きています！

神奈川県内の死亡事故事例

- ・自動車(スマートフォンでテレビを視聴)が横たわっていた人を轢過
- ・自動車(携帯電話でメール操作)が車の脇に立っていた歩行者に衝突
- ・自動車(音楽を聴くためにスマートフォンを操作)が自動車に追突
- ・オートバイ(スマートフォンで通話)が中央分離帯に衝突